

各位

令和8年5月25日

株式会社トータル建築確認評価センター

業務範囲拡大について

平素は格別のご高配を賜り心から感謝を申し上げます。

令和6年11月1日施行の改正法により、指定確認検査機関も計画通知の審査・検査業務をできる事となり、弊社も令和8年6月1日から**建築基準法第18条に基づく「計画通知」**の業務を開始させていただきます。

これを機になお一層努力をいたす所存でございますので、何卒倍旧のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中にてご挨拶申し上げます。

代表取締役 宇納芳樹